準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の八第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第七百三十五条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十二条第三項（第一号に係る部分に限り、第九十六条の十五において準用する場合を含む。）、第八十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八百十一条第三項（第一号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）及び第八百十五条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第百十一条第一項（第百九十九条及び第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）及び第二項（第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）、第百三十六条の二第二項（第二百十条第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百五十六条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五条の五において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十一条の八第二項において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第七百三十五条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十九条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項において準用する同法第七十四条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第四項及び第八十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八十二条第三項（第一号に係る部分に限り、第九十六条の十五において準用する場合を含む。）、第八十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号に係る部分に限る。）、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八百十一条第三項（第一号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）及び第八百十五条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第百十一条第一項（第百九十九条及び第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）及び第二項（第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）、第百三十六条の二第二項（第二百十条第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百五十六条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五